

①災害時緊急遺体搬送出動中の補償内容

(1) 災害時緊急遺体搬送出動中(出勤を命じられた被保険者が、自宅を出て、任務を終えて自宅に戻るまで)に急激かつ偶然な外来の事故による死亡・後遺障害・ケガに対して、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金が支払われる。

※ 天災危険補償特約をセットしており、一般的には補償対象外となる「地震、噴火またはこれらによる津波」も補償される。

(2) 災害時緊急遺体搬送出動中に発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことによって賠償責任を負った場合に対して、損害賠償金が支払われる。

(3) 災害時緊急遺体搬送出動中に発生した偶然な事故により、被保険者の所有の身の回り品(携行品)の損害に対して、携行品損害保険金が支払われる。

②支払われない主な事由

- ・疾病(風邪等含む)、脳疾患 等
- ・酒気帯び運転
- ・むちうち症等医学的他覚所見のないもの
- ・自殺、犯罪、闘争行為(ケンカ等)
- ・核燃料物質等(いわゆる被曝被害等)
- ・戦争、暴動 等

※ 交通事故の補償については、原則として、当該車の「自動車保険」による。

③保険料の負担

一般社団法人全国霊柩自動車協会が「予備費」にて負担する。

ただし、保険契約期間(1年毎更新)中、災害時緊急遺体搬送出動が1回も無かった場合の最低保険料(年間500円)は「災害時対策委員会経費」より支出する。

④ 契約予定の保険金額および保険金

保険金額	傷害補償 (※)	死亡・後遺傷害	3,000万円
		入院日額	15,000円
		通院日額	10,000円
	損害賠償		1億円(自己負担なし)
	携行品損害		10万円(自己負担3,000円)
保険料 (1名あたり)	2日(1泊2日まで)		2,225円
	4日(3泊4日まで)		2,513円
	7日(6泊7日まで)		2,819円
	14日(13泊14日まで)		3,996円
	1ヶ月まで		6,579円

※ 傷害補償については、天災危険補償(地震・噴火・津波等)特約をセット。